

令和7年2月12日

## 人事院事務総長

「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の一部改正について（通知）

「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企一590）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(削る)	<u>任期付職員法第7条第4項及び規則</u>
(削る)	<u>第8条関係</u>
(削る)	<u>1 特定任期付職員業績手当の支給額は、規則第8条に規定する基準日（以下「基準日」という。）現在において特定任期付職員が受けるべき俸給月額に相当する額とする。</u>
(削る)	<u>2 特定任期付職員に特定任期付</u>

職員業績手当を支給する場合には、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者について、その者の業績を的確に判定し得る者によって構成される委員会、審査会等の合議体が、任期付職員法第7条第2項又は第3項の規定によりその者の号俸又は俸給月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著な業績を挙げたかどうかの認定を行うものとする。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、各庁の長は、あらかじめ人事院事務総長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

二 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすこと。

(1) 人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）第6条第2項第1号に掲げる職員 基準日以前における直近の連続した2回の業績評価（同

令第4条第1項に規定する業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（同令第14条において準用する同令第9条第3項に規定する確認が行われた同令第6条第1項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階であること（当該2回の業績評価の全体評語の一部がない場合にあつては、一の全体評語が上位の段階であること。）。

(2) 人事評価の基準、方法等に関する政令第6条第2項第2号に掲げる職員 基準日以前における直近の連続した2回の業績評価の全体評語のうち、一の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の全体評語が上位又は中位の段階であること（当該2回の業績評価の全体評語の一部がない場合にあつては、一の全体評語が上位の段階であるこ

と。)。

(3) 人事評価の基準、方法等に関する政令第6条第2項第3号に掲げる職員 基準日以前における直近の連続した2回の業績評価の全体評語のうち、一の全体評語が人事院規則1-2（用語の定義）第35号に規定する「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の全体評語が同規則第37号に規定する「良好」の段階以上であること（当該2回の業績評価の全体評語の一部がない場合にあつては、一の全体評語が同規則第35号に規定する「非常に優秀」の段階以上であること。)。

二 基準日以前1年以内の期間において、次に掲げる場合のいずれにも該当したことがないこと。

(1) 懲戒処分を受けた場合

(2) 訓告その他の矯正措置の

(削る)

対象となる事実があった場合

(3) 懲戒処分の対象となる事実があった場合

3 前項の「任期付職員法第7条第2項又は第3項の規定によりその者の号俸又は俸給月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著な業績」には、例えば、次のような業績が該当する。

一 採用当初に設定した数値目標を著しく超える成果を得たこと。

二 採用当初の予定よりも極めて短い期間で成果を得たこと。

三 採用当初の予定よりも著しく広い範囲に貢献をもたらす成果を得たこと。

(削る)

4 各庁の長は、特定任期付職員に特定任期付職員業績手当を支給した場合（第2項ただし書の規定により支給した場合を除く。）には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した支給状況報

告書を人事院事務総長に提出するものとする。

一 特定任期付職員の氏名及び官職（号俸又は俸給月額及び所属部課名）

二 当該特定任期付職員が現に従事している業務の内容

三 採用年月日及び任期

四 第2項第1号(1)から(3)までのいずれかに定める要件を満たしたとする当該特定任期付職員の業績評価の全体評語

五 基準日以前1年以内の期間における懲戒処分及び訓告その他の矯正措置又は懲戒処分の対象となる事実の有無

六 第2項に規定する合議体の名称及び構成員

七 第2項に規定する合議体における業績の認定結果の概要

以 上